

ファーウェイ画面破損サポート約款

「ファーウェイ画面破損サポート約款」（以下「本約款」といいます。）は、華為技術日本株式会社（以下「当社」といいます。）が、本サービスの対象となる製品（以下「対象製品」といいます。）について、本約款に定める各条項に基づき、本サービスの加入者（以下「加入者」といいます。）に対して、「ファーウェイ画面破損サポート」（以下「本サービス」といいます。）を提供する条件等を定めるものです。

本サービスについては、別途当社が指定する所定の Web サイトまたは実店舗（下記 URL に掲載する店舗をいい、以下同様とします。）にて別途申込が必要となります。

<https://consumer.huawei.com/jp/support/service-center/>

加入者は、対象製品の購入または加入申込をした時点で、本約款に同意したものとさせていただきます。また、当社は、本サービスに関する手続の変更やその他やむを得ない事由がある場合、当社の Web サイトに掲載の上で予告なしに本約款を変更する場合があります。その場合、本サービスは変更後の本約款に従い提供されるものとし、加入者は予めこれを承諾するものとします。

◆第 1 条（加入条件について）

1. 本サービスの対象製品は、次のとおりとします。
 - (1) 移動体通信事業者で販売されている当社製品を除く、当社が予め定めた製品の本体のみとし、新品のものを対象とします（展示品、中古品などは加入することはできません。）。
 - (2) 当社が指定する日本市場向け製品のみを本サービスの対象とします。
 - (3) 一部事業者モデル、キャリアモデルは本サービスの対象外とします。
2. 本サービスの加入にあたっては、以下に定める条件を満たしている必要があります。
 - (1) 対象製品の購入日を含める 7 日以内（以下「加入期限日」といいます。）に、所定の Web サイトまたは実店舗の店頭での申込であること。加入者は、購入日を証明できる必要書類（納品書またはレシート等の購入証明書）を提示し、当社はこれを確認します。なお、加入期限日の経過後は加入申込をすることはできません。
 - (2) 加入申込時点において、所定の Web サイトまたは実店舗で対象製品に画面破損がないことを証明できること。加入者は、対象製品の画面破損が無いことを証明できる書類（実店舗での証明書類や破損が無いことを確認できる写真等）を提示し、当社はこれを確認します。なお、画面破損がある場合は本サービスへの加入はできません。
 - (3) 前二号の書類を紛失等で確認ができない場合は、所定の実店舗の店頭にて所定の確認作業を行い、申込条件を満たす対象製品か確認します。

◆第 2 条（サービス期間について）

1. 本サービスの有効期間（以下「サービス期間」といいます。）は、対象製品の購入日に開始し（以下「起算日」といいます。）、加入者が選択した所定の期間（90 日・180 日・365 日）後の応当日前日に終了するものとします（以下「サービス終了日」といいます。）。なお、対象製品について、当社または販売店等から何らかの理由により交換品が提供された場合であっても、サービス終了日は変更されないものとします。
2. 当社が指定する所定の製品には、本サービスとは別に「90 日間画面破損サポート（VIP サービス）」または「6 ヶ月画面破損サポートサポート（180 日間）」（これらをまとめて、以下「VIP サービス」といいます）が提供されます。
3. 本サービスと VIP サービスが重複する期間中については、サービス終了日の到来が早いものから適用されるものとし、もう一方のサービス終了日に変更はありません。

◆第 3 条（サービス内容について）

1. 本サービスは、サービス期間中に対象製品に画面破損が生じた場合に、画面破損修理を無償で行うことをその内容とします。
2. 本サービスの履行上限回数は、前条第 1 項に定めるサービス期間中に 1 回までとします。ただし、本サービスと VIP サービスのサービス期間が重複する期間中については、履行上限回数は 2 回までとなります（規定期間の経過または権利の使用によりサービス利用権は消費されます）。

◆第 4 条（修理依頼方法について）

1. サービス期間内に対象製品に画面破損が発生した場合、サービス期間内にファーウェイコールセンターにご連絡頂くか、所定の実店舗へ持ち込みでの修理にて対応致します。
2. 当社の承諾を得ることなく当社以外に直接修理を依頼された場合、本サービスの対象となりません。
3. 万が一、加入者が当社の指定する物品等以外のものを送付された場合、当社は、かかる物品等に関する所有権その他一切の権利を加入者が放棄したものとみなし、当社が適当と判断する方法により廃棄、処分等することができるものとし、加入者は予めこれに同意するものとします。

◆第 5 条（サービス対象外となる事由について）

次の事項に該当する場合は、サービス期間内であっても本サービスの対象外となり、本サービスは適用されません。

- (1) 既にサービス期間が終了している場合
- (2) 必要書類の提示がない場合
- (3) 当社が許可をしていない（本サービスの対象外としている）加工、改造、修理または部品の使用、およびそれらに起因する故障または損傷
- (4) 国または公共団体による差し押さえ、収用、没収、破壊等の公権力の行使によって生じた故障または損傷
- (5) 核燃料物質（使用済核燃料を含む）、放射性物質またはそれらによって汚染された物（原子核分裂生成物を含む）の放射性、爆発性、その他の有害な特性に起因する故障または損傷

◆第6条（サービスの終了について）

1. 次の事項に該当する場合には、本サービスは終了となります。
 - (1) サービス終了日が到来した場合
 - (2) 本約款に基づく本サービスを受ける資格を喪失した場合
 - (3) 盗難、紛失等により対象製品を遺失し、加入者が対象製品を保有しておらず対象製品の状態が確認できない場合
2. 理由の如何を問わず、本サービスがサービス期間の満了前に終了した場合であっても、本サービスの代金の返金はいりません。

◆第7条（個人情報の取扱いについて）

1. 当社が取得した個人情報は、本サービスの申込に係る引受、履行および管理、修理発生時の回収および修理の実施ならびに適正な本保証の提供の為に必要な範囲内においてのみ利用します。また、必要な範囲内において、委託先に提供する場合があります。なお、法令に定められている場合や加入者または公衆の生命・健康・財産を脅かす可能性がある場合を除き、加入者の同意なく第三者へ提供することはありません。
2. 当社が保有する個人情報について、加入者本人による開示等の請求をすることができます。詳細およびその他個人情報の取扱い等については、当社ホームページの「Huawei 個人情報保護方針」を確認ください。

<http://consumer.huawei.com/jp/privacy-policy/index.htm>

◆第8条（その他注意事項）

1. 対象製品の故障または損害の認定等について、当社および加入者の間で紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を専属の合意管轄裁判所とします。
2. 当社は、理由の如何を問わず、本サービスの代金の返金はいりません。
3. 本サービスは日本国内においてのみ有効となります。

◆第9条（連絡及び通知方法）

1. 本サービスに関する購入やサービスご利用につきましては、下記に定める窓口へお問い合わせ下さい。
【ファーウェイコールセンター(製造事業者・製品保証サポートセンター)】
電話番号：0120-798-288
9:00～20:00（年中無休）
2. 本サービスの登録状況の確認につきましては、サービスの仕様上原則として当社が定める電子メール(sd-huawei@wrt.co.jp)へ本文中に【購入者ID(11桁)】、【製造番号・S/N番号(16桁)】をご記載の上お問い合わせ下さい。

(2020年6月11日制定)